

第11回 沼田市農業委員会総会議事録

・日時 令和元年11月 5日(火) 午後1時30分

・場所 沼田市役所 4階庁議室

・出席委員

1番 白石 淳一	2番 金井 邦雄 (会長職務代理者)
3番 角田 郁夫	4番 原田 良美
	6番 松井 則雄
7番 堀江 正司	8番 本多 弘
9番 中村 光孝	10番 鶴淵 君江
11番 宇敷 和也 (会長)	
13番 井上 正文	14番 見城 覚
15番 小林 由喜子	

・欠席

5番 遠藤 由理子  
12番 清水 文明

・遅刻

なし

・早退

なし

・農業委員会事務局職員

事務局長	山田 重之
事務局次長兼農地係長	小野 利明
副主幹	木我 健
副主幹	佐藤 エリカ

・会議の概要

- 事務局長
1. 開会前 午後 1 時 3 0 分
- 開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。
- 本日の会議に、5 番遠藤由理子委員さん、1 2 番清水文明委員さんから欠席の届け出がございました。
- 在任委員 1 5 名中、現在の出席委員は 1 3 名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますのでご報告いたします。
- それでは、宇敷会長よりごあいさつをいただき、以降の進行をお願いいたします。
- 議長  
(宇敷会長)
2. 開会及び会長あいさつ 午後 1 時 3 1 分
- 議長
3. 議事録署名委員の指名について 午後 1 時 3 2 分
- 最初に議事録署名人の指名を行います。
- 沼田市農業委員会会議規則により、議長において、6 番松井則雄委員、7 番堀江正司委員の両名を指名いたしますのでよろしく願いいたします。
- 議長
4. 諸般の報告 午後 1 時 3 3 分
- 議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。
- 事務局より順次、報告をお願いします。
- 下記について報告
- (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
  - (2) 農地の合意解約について
  - (3) 農地復元届について
  - (4) 制限除外の農地移動について
  - (5) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
  - (6) 農地法関係許可申請等取下願について
  - (7) 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する協議結果について
  - (8) 群馬県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取結果について

て

議長

これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。

5. 付議事件

午後1時40分

議案第47号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 3件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず、1番の案件について

3番

はい。

議長

3番。

3番

1つは、現在の主要作物が水稲、取得後の農地は田んぼですが、作物は枝豆を作るということで良いですか。もう一つは、借入地は30aで自作地がないのですが良いのですか。

事務局員

はい。

議長

事務局。

事務局員

今までは水稲を行っていましたが、今後取得する農地において新たに枝豆を始めたいということです。耕作放棄地となっている申請地を畑にして利用するとのこと。

自作地がないということですが、農地を所有していません。30 a については利用権の設定をしています。

3 番

分かりました。

議長

ほかに。

6 番

はい。6 番。

議長

6 番。

6 番

譲受人ですけど、70才、会社員で、枝豆を作るっていることですが、まあ農業をするということで購入したと思いますが、この方の農業歴ってどの程度してきたのか。今まで建設会社の社長だった訳ですけど。土地の場所ですが、道路に面しているのか、現地確認して枝豆ができそうなところでしょうか。

事務局員

はい。

議長

事務局。

事務局員

地区の推進委員からの報告では特に問題なく大丈夫だろうとのこと。現在は耕作放棄地になっています。

13 番

しっかり枝豆を作ってももらって。農業振興になるのではないか。

7 番

今まで荒地だったわけですよ。元々田んぼかもしれないけど荒地が減るのであればかえって良いのではないか。

6 番

はい。分かりました。

議長

ほかに。

無いようですので、次に2番と3番の案件については関連があります。現地確認は7番委員が行っていますので、報告をお願いします。

7番

はい。お互いに元々所有している農地の隣地同士を交換してそのまま農地として使うので何も問題はないと思います。

議長

2番、3番、ご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第47号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第47号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたしました。

次に議案第48号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 4件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず、1番の案件について

2番の案件について

3番の案件について

13番

はい。議長。

議長

13番。

13番

1番から3番についてなんですが、全て始末書の添付があるわけですが、事務局の説明で「今後は農地法を遵守する旨」のとういうことですが、この始末書の文言なりについては書式というのはいまはまちなのですか、それとも指定した書式があるものですか。

事務局員

はい。

議長

事務局。

事務局員

始末書については、市なり事務局で書式や文言を示したものでありません。ほとんどの申請が代理申請人がおられますので、それぞれ作成し提出してもらっています。申請の内容によってそれぞれの顛末にあった記載となっています。

13番

始末書の提出ですが、誰が誰に提出するものですか。

事務局員

申請人が農業委員会に提出するものです。

13番

はい。分かりました。

議長

ほかに。

3番

はい。

議長

3番。

3番

2番案件に戻るんですが、農地区分が1種農地ですが、優良農地ということですね。現地写真を見ると現況車庫なので、優良農地

事務局員

の判断で良いですか。

土地改良施行区域内にあるため第1種農地で間違いはないと思います。

3番

よく分からないのですが、優良農地ではないですね。

事務局員

現況を見れば車庫として使っているのですが、現在は農地では無いですが、現在が優良農地では無いという判断をすることになると、無許可で転用すれば全て始末書添付で許可するものになってしまうと思われまます。

7番

自然に車庫が出来たわけじゃ無いから、農業委員会とすれば違反転用の扱いになる。結局追認で許可を取るものだから、車庫が無い状態で申請した場合に許可になるのかを判断するからでしょう。

3番

はい。分かりました。

議長

ほかに。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第48号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第48号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第49号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1 件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第49号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第49号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第50号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1 2 件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず、1番の案件について

2番の案件について

3番の案件について



4 番の案件について

5 番の案件について

6 番の案件について

3 番

はい。6 番についてはあります。

議長

3 番。

3 番

転用の確実性があるということですが、譲受人は無職で一般住宅を建てられる資力はあるのでしょうか。

事務局員

はい。

議長

事務局。

事務局員

申請理由で説明しましたが、親の生活補助のため市内に居住したいということです。建築等の資金については父親の預金を借り入れるとのこと。

3 番

分かりました。

議長

ほかに。

無いようですので、7 番の案件について

8 番の案件について

2 番

はい。

議長

2 番。

2 番

用水路があるということですが、これは新たに設置をするということですか。

事務局員

はい。

議長

事務局

事務局員

すでに設置されているものになります。水路の先にある農地、田んぼですが、その農地に引水するためのものです。タイミング的には、なぜ今地役権の設定なのかは分かりませんが、引水してもらっている所有者が権利の設定をお願いしたものだと思われま

7 番

昔からあったわけですね。

事務局員

聞き取りをしたところ、かなり前から設置してあったとのこと

です。もともとは公図上で近くに青線がありますが、実際には青線とは別に水路を敷設したのでは無いかと思われま

7 番

分かりました。

議長

ほかに。

無いようですので、9 番の案件について

10 番の案件について

11 番の案件について

12 番の案件について

3 番

はい。3 番です。

議長

3 番

3 番。

事務局員

必要経費がかなりの金額ですが、作る建物が7棟で476㎡なんですよね。計算したところ坪単価も相当な金額です。

議長

はい。

事務局員

事務局。

建売住宅なので建築費がもっと安価だというイメージだということでしょうか。

3 番

まあそうですね。

1 3 番

必要経費の欄には土地購入費と建築費の2種類が記載してあるが、土地購入費以外のもの、例えば土地造成費等も含まれてこの金額なのではないか。

事務局員

はい。この建築費の欄に記載されている金額には建物建築費に加えて傾斜地であるため土地造成費も含まれた金額です。土地の真ん中に道路を通してその両サイドに建物を配置する計画です。

3 番。

なるほど。

議長

ほかに。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第50号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第50号「農地法第5条第1項の規定による許可申

請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第51号「農地に該当しないことの証明願について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第51号については、願い出のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第51号「農地に該当しないことの証明願について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしました。

審議終了 午後2時40分

## 6. 協議事項

- (1) 令和元年度沼田市農地等の利用最適化の推進施策に関する意見(案)について
- (2) その他

## 7. 連絡事項

- (1) 令和元年度沼田市農業まつりの結果について
- (2) 全体会議及び忘年会の開催について
- (3) 行事予定について

(4) その他

8. 閉 会

終了 午後 3 時 3 2 分